

3 高土政第1248号
令和4年3月22日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

建設工事一般競争入札事務取扱要領の一部改正について（通知）

このことについて、建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

工事費内訳書の記載内容に不備があった場合などの取扱いを見直すとともに、WTO政府調達協定の対象となる一般競争入札の対象要件等について、総務省告示を受けて改正しました。

2 施行日

この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

建設工事一般競争入札事務取扱要領

高知県土木部

第1 対象案件

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）のうち請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のもの及び工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）のうち委託対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上のものは、原則として一般競争入札とする。土木部では、すべての工事及び委託業務において、一般競争入札とすることができる。

1 総合評価方式

入札価格以外の要素を入札価格と併せて評価し、落札決定を行う。

土木部では、請負対象金額1億円以上のすべての工事について、原則として総合評価方式によらなければならないこととしているほか、請負対象金額1,000万円以上1億円未満の工事においても、総合評価方式とすることができる。

総合評価方式の一般競争入札は、次のいずれかの方法による。

(1) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい高度の技術力を要する工事で、企業及び配置予定技術者の評価を行うとともに、構造物の品質の向上を図る技術提案を求める。また、技術提案に基づいて予定価格を調製する。WTO政府調達協定の適用を受ける工事で、高度技術提案型が適当と判断される案件で適用する。

(2) 技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、企業及び配置予定技術者の評価を行うとともに、施工上の工夫等一般的な技術提案を求める。請負対象金額5億円以上の、技術提案型が適当と判断される案件で適用する。

(3) 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業及び配置予定技術者の評価を行うとともに、簡易な施工計画の提案を求める。原則として、請負対象金額5億円以上の工事に適用することとし、請負対象金額5億円未満の工事であっても、施工計画型が適当と判断される案件に適用できることとする。

(4) 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業及び配置予定技術者の評価は行うが、施工計画の提案は求めない。原則として、請負対象金額5億円未満で、簡易な施工計画の提案を求めることは特に必要ないと判断される案件で適用することとし、請負対象金額5億円以上の工事であっても、簡易な施工計画の提案を求めることは特に必要ないと判断される案件に適用できることとする。

2 低入札価格調査制度

(1) 低入札価格調査制度による入札では、最低制限価格に代えて調査基準価格及び失格基準を設け、調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札者」という。）がある場合には、開札後に入札を保留したうえでその価格で適正な施工が可能かどうか（失格基準に該当しないかどうかを含む。）を判断して、落札決定を行う。その他、この制度に

よる入札については、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）に基づき運用する。

- (2) 低入札価格調査制度は、総合評価方式による一般競争入札において「低入札価格調査制度による施工体制確認型総合評価方式」として適用するほか、総合評価方式によらない請負対象金額1億円以上の建設工事に係る入札においても適用する。

3 最低制限価格制度

- (1) 工事では請負対象金額1億円未満かつ総合評価方式によらない一般競争入札において、委託業務では委託対象金額にかかわらず、最低制限価格制度を適用し、最低制限価格を設定する。
- (2) 最低制限価格制度適用の一般競争入札では、最低制限価格を下回る入札価格の入札者は、失格とする。

4 事後審査方式

- (1) 電磁的記録を用いた一般競争入札（以下「電子入札」という。）においては、原則として、入札価格の最も低い（総合評価方式においては、評価値の最も高い）落札者となり得る者（以下「落札候補者」という。）のみについて入札参加資格の審査を開札後に行う方式（以下「事後審査方式」という。）とする。電子入札によらない案件においても、必要に応じて事後審査方式とすることができる。
- (2) 事後審査方式では、開札後落札決定を一旦保留して、落札候補者の入札参加資格の有無を判断することとし、入札参加者全員について、一般競争入札参加資格の確認及び通知は行わない。事後審査方式でない案件では、入札参加者全員の入札参加資格の審査を開札前に行う方式（以下「事前審査方式」という。）となり、事前に一般競争入札参加資格確認通知を行わなければならない。
- (3) 事後審査方式の案件は、入札公告にその旨明記しなければならない。

第2 入札参加資格

1 一般的な入札参加資格要件

- (1) 工事にあつては対象工事に係る業種について高知県建設工事競争入札参加資格を、委託業務にあつては対象委託業務に係る部門について高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により、高知県建設工事競争入札参加資格又は高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 公告の日以後落札決定前間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号に該当しない者及び高知県の事務及び

事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

2 個別の入札参加資格要件

- (1) 対象工事の業種に関する経営事項審査の総合評点
- (2) 対象工事と同種・類似工事の施工実績。入札参加資格要件として求める同種・類似工事の内容及び程度は、案件ごとに設定する。
- (3) 配置予定技術者における適正な有資格及び同種・類似工事の従事経験。ただし、特に必要ないと判断された場合には、同種・類似工事の従事経験は問わないことができる。
- (4) 総合評価方式においては、施工計画の提案その他の評価項目を案件ごとに定める。
- (5) 第6のWTO政府調達協定の対象となる一般競争入札以外の制限付一般競争入札においては、対象工事の内容に応じて次の資格要件を定めることができる。
 - ① 高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における格付け又は総合点数
 - ② 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
 - ③ その他対象工事の施工に関して必要な事項

3 特定JV案件における入札参加資格要件

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）方式の入札においては、特定JVの各構成員は当該入札に参加する他の特定JVの構成員を兼ねることができない。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合は、特定JVの構成員となることはできない。

注 いわゆる協業組合は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づくものであり、(2)には該当しない。

4 地域要件の取扱い

- (1) 2の(5)②の設定については、次の区分により取扱う。
 - ① 入札参加対象者が県内業者と県外業者の場合
設定しない。ただし、県外業者で県内又は四国内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者を対象とする場合には、その旨を設定する。
 - ② 入札参加対象者が県内業者で、主たる営業所（本社又は本店）の所在地（市町村）は限定しない場合
「高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者」と設定する。
 - ③ 入札参加対象者が県内業者で、主たる営業所（本社又は本店）の所在地を土木事務所管内に限定する場合
「高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和〇年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。」と設定する。
 - ④ 入札参加対象者が県内業者で、主たる営業所（本社又は本店）の所在地を土木事務所管内に限定する場合

「高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者。なお、令和〇年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。」と規定する。

- ⑤ 入札参加対象者が県内業者で、主たる営業所（本社又は本店）の所在地を市町村管内に限定する場合

「△△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。なお、令和〇年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）をした者にあつては、「主たる営業所」を「希望区域登録申請において指定した営業所」と読み替える。」と設定する。

- (2) 土木一式工事の一般競争入札において、格付A等級の業者を入札参加対象者とする案件においては、(1) ③～⑤の地域要件を設定することができない。

ただし、格付B等級に加えてA等級の業者の参加を認めるもの（請負対象金額5,000万円以上1億円未満の案件）においては、例外的に(1) ③の地域要件を設定することができる。

- (3) 希望区域登録申請を行い認められた入札参加者については、入札参加資格要件について、別に定めのない限り、希望区域登録申請において指定した営業所のみを主たる営業所（本社又は本店）とみなして取り扱うこと。

5 入札参加資格要件等の決定方法

- (1) 土木部又は土木事務所技術審査会において、次の事項を決定する。

- ① 2の入札参加資格要件の設定
- ② 総合評価方式の採用の有無及び評価項目の設定並びに評価
- ③ 特定JV方式の採用の有無（高知県建設工事共同企業体取扱要領（平成16年4月28日付け16高建管第67号土木部長通知）によること。）
- ④ その他、対象案件に関して必要な技術的事項

- (2) 他部局から土木部に入札執行の委任又は依頼のあった案件については、土木部技術審査会が(1)について決定する。

第3 入札公告

1 入札公告の方法

- (1) 電子入札では、入札情報システム（電子入札システムと連携している。）で行う電子閲覧方式とする。併せて、入札実施機関では書面の入札公告の頒布（見やすい場所に「持ち帰り自由」として置く方法又は交付の要請があった場合に交付をする方法をいう。以下同じ。）を行う。電子入札以外の案件も、高知県土木行政総合情報システム（以下「総合情報システム」という。）を活用する限り、入札情報システムと連携するため、同様の取扱いとする。

- (2) 他部局課室で、総合情報システム及び電子入札システムの活用ができず、電子入札としない場合にあつては、当該課室のホームページ（以下「HP」という。）に入札公告を掲載するとともに、書面の頒布も行うものとする。

- (3) 入札情報システムは、高知県HPトップページの「入札情報」メニューとリンクして

いる。他部局課室が当該課室HPに入札公告を掲載する場合には、会計管理局会計管理課に依頼して高知県HPトップページ「入札情報」とリンクさせなければならない。

2 入札公告の内容

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第8条の規定に基づき、次の事項を明示し、別添1により起案する。

- ① 工事名、工事概要
- ② 入札参加者の資格要件
- ③ 申請書の提出方法、期限
- ④ 金抜設計書及び図面の閲覧の方法
- ⑤ 入札の日時及び場所
- ⑥ 入札条件（入札方法、総合評価方式又は低入札価格調査制度若しくは最低制限価格制度適用の有無、入札保証金及び契約の保証金の取扱い等）
- ⑦ 入札の無効に関する事項
- ⑧ その他の必要事項

3 標準公告例

標準公告例は、別に定める。

4 申請書様式

(1) 申請書の様式は次のとおりであり、入札公告に綴じこむとともに、入札情報システムからダウンロードできるようにする。様式の具体は、別に定める公告例を参照のこと。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 同種・類似工事の施工実績
- ③ 配置予定技術者名簿
- ④ 特定建設工事共同企業体協定書（特定JV方式による場合に限り。）
- ⑤ 使用印鑑届（特定JV方式による場合に限り。）
- ⑥ 委任状（特定JV方式による場合に限り。）
- ⑦ 配置予定技術者の重複について
- ⑧ 工事費内訳書（建設工事に係る入札の場合に限り。）

(2) 総合評価方式にあつては、次の様式を加える。様式の具体は、別に定める公告例を参照のこと。

- ① 企業の評価項目一覧表
- ② 配置予定技術者の評価項目一覧表
- ③ 企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
- ④ 配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
- ⑤ 施工上の課題に関する所見（施工計画型の場合）
- ⑥ その他評価に必要な関係書類

5 設計書等の閲覧

(1) 電子入札では、電子閲覧方式に限るものとし、閲覧場所を設けての閲覧用設計書等の書面閲覧は行わない。

(2) 電子閲覧は、入札情報システムに掲載した入札公告に併せて設計書等を掲載する方法で行う。設計書等はそのまPDF化したものを掲載するが、PDF化にあたりプリン

- トアウトした際に情報が欠落することのないよう、レイアウトには注意すること。
- (3) 機器の故障等の事情により電子閲覧が困難な閲覧希望者に対しては、そのコピーを貸し出す等の便宜を図ること。
 - (4) 電子入札によらない案件については、電子閲覧を行うとともに、従来どおり閲覧場所を設け、入札公告後速やかに書面の設計書等を4部以上閲覧に供し、うち1部は持出禁止とする。
 - (5) 電子入札によらない土木部以外の他部局課室にあつては(1の(2)の事例)、可能な限り入札公告を掲載した当該課室のHPにPDFファイルによる設計書等を併せて掲載するとともに、希望者には設計書等のCD-R又は書面のコピーを貸し出すこととして、閲覧場所での書面閲覧は行わない。

6 設計書等に関する質疑及び回答

- (1) 入札参加者から設計内容又は施工条件に関して質疑があつたときは、入札参加者全員に質疑内容及び回答を電子メールにより通知する。なお、予定価格の積算に関するものなど、回答することにより適正な入札の執行に支障があると判断される質疑内容には、その旨を示して回答しないことができる。
- (2) 質疑及び回答は必ず電子メールにより行い、電話等その他の方法でのやり取りは行わない。質疑は、電子メールによる書面に限ることを、入札公告に明記しなければならない。
- (3) 質疑及び回答文書の様式は、任意で差し支えない。
- (4) 電子入札による案件では、回答の最終期限は入札期限(入札金額の登録期限をいう。以下同じ。)の4日前、質疑提出の最終期限は入札期限の9日前とする。電子入札によらない案件では、回答の最終期限は開札予定日の5日前、質疑提出の最終期限は開札予定日の10日前とする。
- (5) 入札参加申請締切後は、入札参加申請をした者以外からの質疑に対しては、原則として回答しないものとする。ただし、適正な入札の執行のために必要と判断される内容にあつては、この限りではない。

7 設計内容の軽微な変更による入札の続行

- (1) 入札公告期間中の質疑等を踏まえ、予定価格の算出基礎となる設計書の内容について再精査を行った結果、設計内容の変更を要すると判断した場合にあつても、次の要件をすべて満たすものに限り、設計内容の軽微な変更として入札を続行することができるものとする。
 - ア 入札参加資格要件及び入札参加条件の変更を要せず、工期等を大幅に変更するものでないこと
 - イ 設計内容の変更が、入札の公平性を害さない程度に軽微なものであると認められるもの
 - ウ あらかじめ入札公告において、設計内容の軽微な変更により入札を続行する場合があることを示し、かつ、入札を質疑回答後から開始することとしたものであること
- (2) 設計内容の軽微な変更により入札を続行することとした場合は、次のアからウまでのとおり取り扱うこと。
 - ア 入札公告期間中に、軽微な変更を行った設計書を改めて作成し、決裁を受ける。このとき、質疑回答(案)の伺に変更した設計書を添付し、質疑の回答と併せて決裁すること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書提出者に対し、質疑への回答と併せて、変更資料等を改めて提示し、入札を続行する。

ウ 決裁後、開札までに予定価格を調製する（軽微な変更により、設計書に記載した金額が変更される場合は、変更後の設計書によること）。

第4 入札参加資格の確認等

1 事後審査方式における入札参加資格の確認

(1) 落札候補者について、第2の入札参加資格の有無の確認を行った結果失格となる者については、電子入札にあつては建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知。以下「電子入札心得」という。）別記第4-1号様式により、電子入札によらない案件にあつては、電子入札心得別記第4-1号様式に準じた様式により、それぞれ電子メールにより通知を行う。

(2) 総合評価方式では、施工計画評価を除き、申請時の自己評価点により仮の評価を行う。落札候補者については、入札参加資格の有無と併せて評価点を確認することで正式な評価値を決定し、その値が有効な入札を行った者の中で最も高いことが確認された場合に落札決定を行い、当該落札候補者を落札者とする。

なお、自己評価点を誤って申請したことが判明した場合に、申請時の自己評価点に加点する補正は行わず、減点がある場合のみ補正を行う。(5)において補正を指示する場合にも同様とする。

(3) 確認により落札候補者が失格となる場合には、次順位者（総合評価方式を適用しない入札では予定価格の範囲内で落札候補者に次いで入札価格が低いため落札者となり得る者を、総合評価方式を適用する入札では予定価格の範囲内で落札候補者に次いで評価値が高いため落札者となり得る者をいう。以下同じ。）について、直ちに入札参加資格の有無の確認を行う。次順位者も失格の場合には、その次の次順位者について入札参加資格の有無の確認を行う。以下、同様にして、入札参加資格を有する者が得られるまで行う。

(4) 入札参加者全員が失格となり落札者が得られない場合には、当該入札は入札不調として処理すること。

(5) 事後審査方式では、別に定めるところにより、落札候補者から入札参加資格の有無の確認及び総合評価方式に係る評価の確認のために必要な書類の追加提出を求め、不備のある書類については、追加書類の提出期限日までに補正を促すこととする。補正を指示すべき事項の例としては、次のようなものが考えられる。

① 申請者の住所、商号及び代表者氏名のいずれかの記載誤り。

② 「同種工事の施工実績」に記載の工事が、添付されたCORINS工事カルテ等の内容と一致しないこと。

③ 「配置予定技術者名簿」に記載の技術者氏名、免許の種別、雇用期間、従事経験の概要等が添付された健康保険証の写し、資格を証明する書類の写し、従事経験を証明するCORINS工事カルテ等の内容と一致しないこと。

④ 配置予定技術者の重複が判明したにもかかわらず、「配置予定技術者の重複について」の届出がないこと。

⑤ その他、総合評価方式に係る記載内容が、添付されたCORINS工事カルテ、工事成績評定等の内容と一致しないこと。

(6) 落札候補者に入札参加資格が有ること及び評価点を確認できた場合には、直ちに落札決定を行う。落札決定は、電子入札の場合は電子入札システムの「入札結果登録」の出

力書面により、電子入札によらない案件の場合は別添2の落札決定通知により、それぞれ落札決定のための決裁をとる。

- (7) 電子入札の場合には、落札者決定の入力により、電子入札システムが自動的に落札者決定通知を送信する。電子入札によらない案件にあっては、直ちに別添2を落札者に電子メールにより通知する。
- (8) 落札決定後、入札情報システムに入札結果を登録し、公表する。この際、別途定める入札記録の様式(総合評価方式とそれ以外で様式は異なる。)のファイルを添付すること。
- (9) 電子入札によらない土木部以外の部局課室の案件(第3の1(2)の事例)にあっては、入札情報システムを活用できないため、入札記録は当該課室のHPに掲載するものとする。

2 事前審査方式における入札参加資格の確認

- (1) 次の関係書類を使用する。
 - ① 一般競争入札参加資格確認通知書 (別添3)
 - ② 一般競争入札参加申請審査表 (別添4)
- (2) 申請書を受理する際には、受付印を押印して受理日を明確にしておく。
- (3) 申請書は、申請者が明らかに入札参加資格を有しないとき又は申請関係書類が足りない等の形式的に不備があるときを除き受理する。
- (4) 申請関係書類の内容が入札参加資格要件を満たすものであるかどうかの審査は、申請関係書類の受理時又は受理後に速やかに行い、不備のある申請については、申請者に対して申請関係書類提出期限日までの補正を促す。
- (5) 補正を指示すべき事項の例としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 申請者の住所、商号及び代表者氏名のいずれかの記載誤り。
 - ② 「同種工事の施工実績」に記載の工事が、添付されたCORINS工事カルテ等の内容と一致しないこと。
 - ③ 「配置予定技術者名簿」に記載の技術者氏名、免許の種別、雇用期間、従事経験の概要等が添付された健康保険証の写し、資格を証明する書類の写し、従事経験を証明するCORINS工事カルテ等の内容と一致しないこと。
 - ④ 配置予定技術者の重複が判明したにもかかわらず、「配置予定技術者の重複について」の届出がないこと(この場合のみ、新たに届出を提出させる。)
- (6) 関係書類提出期限前であれば、申請者の意向により申請書等の変更(差替)を認めることは差し支えない。このときには、新たに提出された申請書等の審査を改めて行う。
- (7) 補正は、一般競争入札参加資格確認についての起案までに完了することを原則とするが、軽微な事項(事業者の施工実績要件、配置技術者の資格要件及び施工従事経験要件に関する事等入札参加要件に直接関係するもの以外のもの、例えば商号(氏名)又は住所の誤字等)の補正については、入札執行日前日までに終えることとして差し支えない。
- (8) 差し替えによる補正は、申請関係書類提出期限後に配置予定技術者を変更する等、業者及び配置技術者に関する入札参加資格の技術的要件に関わるもの(総合評価方式の評価項目に関わるものを含む。)では、これを認めない。
- (9) 当該入札の入札参加資格の有無については、一般競争入札参加申請審査表(別添4)を作成したうえ、一般競争入札参加資格確認結果書(別添5)と併せて決裁を受ける。入札参加資格があると認めた者は、一般競争入札参加資格確認通知書(別添3)の「入札参加資格の有無」欄を「有」として通知し、入札参加資格があると認められなかった

者は、「無」とした上でその理由を付して通知する。

3 配置予定技術者の専任制（事後審査方式・事前審査方式共通事項）

- (1) 請負対象金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事の配置技術者は、専任であることが求められる。専任を要する期間は、工事着手から完成検査合格日までの間である。
- (2) 一般競争入札の申請時に届出が必要な配置予定技術者の専任制は、入札（開札）時に確保されている必要はなく、契約締結後、着手時に確保されれば足ること。

4 その他（事後審査方式・事前審査方式共通事項）

- (1) 申請関係書類の提出期限は、次表のとおりとすること。

総合評価方式で施工計画等の技術提案のあるもの（事後審査）	入札公告日の翌日から起算して13日後以降で設定
総合評価方式で施工計画等の技術提案のあるもの（事前審査）	入札公告日の翌日から起算して10日から20日後以降で設定
総合評価方式で施工計画等の技術提案のないもの（事後審査）	入札公告日の翌日から起算して8日後以降で設定
総合評価方式で施工計画等の技術提案のないもの（事前審査）	入札公告日の翌日から起算して10日後以降で設定
総合評価方式の適用がないもの	入札公告日の翌日から起算して8日後以降で設定

- (2) 公告で定める入札参加資格の有無に関し、技術要件上の疑義がある申請については、必要に応じて技術審査会に諮ること。
- (3) 公告で定める入札参加資格要件を満たしているにもかかわらず、開札結果によらない特別な事情により事前審査方式において入札に参加させない場合又は事後審査方式において失格とする場合には、事前に土木政策課（契約担当）と協議すること。
- (4) 「入札参加資格なし」とされた者は、指名業者選定等に関する苦情処理要領（平成13年3月23日付け12監第3669号副知事通知）に基づき、通知を受けた日の翌日から起算して閉庁日を除く3日以内に、入札実施機関に対し書面でその理由を求めることができる。入札実施機関は、当該書面を受理した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、書面により回答しなければならない。
- (5) 事業譲渡、会社分割等により建設業を譲り受け、承継した事業者（以下「承継事業者」という。）は、当該事業譲渡、会社分割等が高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成16年8月高知県告示第543号）において合併と同様に取り扱われる場合においては、当該事業譲渡、会社分割等が行われた事業者の施工実績等を引き継ぐことができるものとする。このとき、個別の案件の入札参加資格及び総合評価の確認においては、当該承継事業者の施工実績等として評価の対象とする。

第5 入札の執行等

1 基本事項

- (1) 入札参加者には、あらかじめ建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知。以下「入札心得」という。）又は建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知。以下「電子入札心得」という。）の

内容の周知を図る。入札心得は高知県HPの土木政策課ページに掲載し、入札実施機関においても頒布を行う。

- (2) 一般競争入札参加資格確認通知書で「入札参加資格有」とした者であっても、入札日において入札参加資格を喪失している者は、事前審査方式による場合には、入札参加を認めない。事後審査方式による場合には、落札候補者となったときに失格とする。
- (3) 事前審査方式において入札参加資格確認通知で資格有と通知した者が1人でもあるとき、又は事後審査方式において入札参加資格確認申請をした者が1人でもあるときは、入札を行う。
- (4) 入札の結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度入札を2回まで行う（初度入札を含めると3回となる）。ただし、電子入札による案件で再度入札となった場合における入札の受付期限は、対象となった入札の開札日の翌日（その日が閉庁日の場合は、その日以降直近の開庁日。）とする。
- (5) 事後審査方式による場合又は低入札価格調査制度を適用する一般競争入札で低入札者（入札参加申請時に建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第6の低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を辞退している者を除く。）があった場合には、開札後直ちに入札を保留し、落札者は、入札後の審査又は調査の結果により決定する。
- (6) 低入札価格調査制度を適用する一般競争入札においては、調査基準価格以上の同額の入札者（施工体制確認型総合評価方式では、低入札価格調査対象者を除いて評価値が最も高く、かつ入札価格が調査基準価格以上の者）が複数あるときは、入札時にくじ引きを行い、すべての低入札者が失格となった場合に落札者とすべき順位をあらかじめ決定する。

2 申請者がいないときの取扱い

- (1) 入札参加資格要件の見直しが可能な場合には、改めて入札公告を行ったうえで更改入札を行う。予定価格調書は当初入札のものをそのまま使用し、契約の保証及び履行期限を除き当初入札において示した予定価格、調査基準価格（最低制限価格）等の入札条件を変更してはならない。工事の施行伺については、改めて行う必要はない。
- (2) 入札参加資格要件の見直しが困難な場合には、(4)の随意契約の見積合わせを行う。
- (3) 更改入札においても入札参加資格確認申請者がなく入札が成立しない場合又は更改入札の執行にもかかわらず入札不調のため落札者が得られない場合には、(4)の随意契約手続に移る。
- (4) (2)又は(3)により行う随意契約手続は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による。この場合でも、契約の保証及び履行期限を除き、当初入札において示した予定価格、調査基準価格（最低制限価格）等の入札条件を変更してはならない。ただし、契約締結の方法が変更となることから、工事の施行伺（随意契約の施行伺）は改めて行う必要がある。詳細は、建設工事随意契約の事務取扱要領（平成20年3月25日付け19高建管第1131号土木部長通知）によること。
- (5) 設計を見直し、予定価格も変更するときには、同一工事としての同質性がもはやないことから、更改入札の執行とはならない。このときの入札のやり直しは、新規の入札執行として扱う。

3 電子入札による案件における工事費内訳書の取扱い

- (1) 電子入札による建設工事の競争入札においては、入札参加者は、電子入札システムによる入札価格の登録時に、工事費内訳書を添付ファイルとして提出しなければならない。

- (2) 落札候補者が、工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く）は、その入札を無効とする。
- (3) 低入札者については、その者から提出された工事費内訳書により、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第6の1の失格調査（以下「失格調査」という。）を行う。当該失格調査において、工事費内訳書を提出していないとき又は工事費内訳書の記載誤りがある場合（実際の合計額が工事費内訳書に記載された数字と一致しない等をいう。）には、その者は失格とする。
- (4) 直接工事費等が失格基準に該当するかどうかの判断は、失格基準相当額について端数処理を行わずに比較する。
例 一般管理費等の68%相当額（失格基準相当額）が9,999,999.99……円である場合
工事費内訳書の一般管理費等の合計額が9,999,999円の場合は失格基準相当額を下回るため失格、10,000,000円の場合は失格基準相当額を下回っていないため有効とする。なお、失格基準相当額に円未満の端数がないときに、失格基準相当額と工事費内訳書に記載された金額とが同額の場合（例えば、失格基準相当額が9,999,999円の場合に工事費内訳書の一般管理費の記載額が9,999,999円であるとき）は、有効である。
- (5) 落札者の工事費内訳書は、契約締結時において契約書に定める請負代金内訳書に代わるものとして取扱うものとする。
- (6) 再度入札となった場合の工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は再度入札の価格登録時に併せて提出しなければならない。

4 電子入札によらない案件における工事費内訳書の取扱い

- (1) 建設工事に係る競争入札において電子入札によらない場合、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければならない。なお、工事費内訳書はその場で作成することは認めず、入札時に工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。
- (2) 工事費内訳書提出時には、入札参加者の所在地、名称、工事番号及び工事名が記載されていることを確認する。
- (3) 3の(2)から(5)までの規定は、電子入札によらない案件における工事費内訳書について準用する。
- (4) 電子入札によらない案件において再度入札となった場合は、入札参加者は工事費内訳書の提出を要しないものとする。ただし、低入札価格調査制度の適用がある場合の再度入札において調査基準価格を下回る価格の入札を行った者については、入札心得第13条第2項の規定を準用し、指示された日までに当該再度入札に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

5 落札者との契約締結の特例

- (1) 落札者（落札者が共同企業体の場合にあつては、構成員のうちいずれかの者）について、落札決定後契約締結までの間に次に該当した場合には、当該事案に応じて落札決定を取り消すこと、又は契約を締結しないことがある。この旨は、入札公告に明記する。
 - ① 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - ② 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたと

き。

③ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき。

④ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者又は建設業法第8条第9号に該当したとき。

⑤ その他の事由により第2の入札参加資格を喪失したとき。

(2) (1)により契約を締結しない旨を決定した場合には、新たな一般競争入札の執行により契約の相手方を決定する。

(3) 予定価格5億円以上の工事又は製造の請負については、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、議会の議決により契約を締結することとなることから、これに該当する契約については、落札決定後に落札者と仮契約を締結し、議会の議決後に本契約の効力発生のお知らせを行って契約を成立させるものとする。

(4) (3)で、仮契約締結後本契約成立までの間に当該仮契約締結の相手方が(1)の①から⑤までに該当した場合には、当該事案に応じて仮契約を取り消すこと、又は本契約を締結しないことがある。この取扱いは、入札公告に明記すること。

(5) (1)から(4)までの規定のほか、落札者が契約を辞退する場合又は契約担当機関が落札決定若しくは仮契約を取り消し、若しくは契約を締結しないこととする場合の取扱いについては、建設工事競争入札事務の手引(平成22年3月31日付け21高建管第1274号土木部長通知)において定める「契約辞退・落札決定取消の取扱いについて」の例による。

6 入札結果の公表

(1) 入札結果は、落札決定後、直ちに入札記録により公表する。入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があり入札保留となった案件については、入札保留となった段階の入札記録から公表する。

(2) 公表は、入札情報システムで行うほか、入札実施機関においても書面を閲覧に供する方法による。

(3) 電子入札によらない土木部以外の他部局課室の案件にあつては、入札記録を当該課室のHPに掲載し、併せて書面を閲覧に供する。

(4) 入札記録の書面閲覧時には、「一般競争入札参加資格確認結果書」（別添5）を併せて閲覧に供する（電子入札案件は除く）。

第6 W T O 政府調達協定の対象となる一般競争入札

1 対象案件

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の対象となる契約（以下「特定調達」という。）は、予定価格22億8,000万円以上の工事請負契約及び2億2,000万円以上の設計、測量、地質調査等建設工事に関わる委託契約となっている。

(2) (1)の特定調達の金額の範囲は、令和4年1月24日付け総務省告示第22号により、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に締結される契約について適用される。その一般競争入札は、高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）により取り扱う。

(3) 特定調達は、W T O（世界貿易機関）加盟各国間の政府調達協定により定められたルールであること。

2 入札参加資格

- (1) 特定調達の入札参加者は、毎年度告示（土木政策課（建設業振興担当）が県公報に登載して告示する。）する特定調達入札参加資格申請の方法による入札参加資格を、次のとおり有していなければならない。
 - ① 当該年度の高知県建設工事競争入札参加資格を有すること
 - ② ①以外の者は、特定調達一般競争入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格が認められること
- (2) (1)の入札参加資格は、県公報への登載により入札期日の前日から起算して40日（急を要するときは10日）前までに公告し、(1)②の入札参加資格審査申請を受け付けなければならない。この申請は、土木政策課（建設業振興担当）が受け付ける。
- (3) 特定調達案件の入札参加資格審査申請受付対象者は、国内事業者に限らず海外事業者まで含めなければならない。したがって特定調達案件の一般競争入札は制限付一般競争入札とすることができず、入札参加資格要件に地域要件を設定することができない。
- (4) 特定調達案件においても、入札参加資格要件として同種・類似工事の施工実績を求めることは認められる。配置予定技術者についても、適正な有資格及び同種・類似工事の従事経験を求めることができる。
- (5) 特定調達案件の一般競争入札参加資格を認められた者の入札参加資格有効期限は、毎年度の3月31日であり、この間はすべての特定調達案件の一般競争入札に参加できる。ただし、(1)②の該当者は、高知県建設工事競争入札参加資格は有しないことから、特定調達案件以外の一般競争入札案件への参加はできない。

3 入札公告

- (1) 入札公告には、次の事項を明記する。
 - ① 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ② 入札参加資格及び入札参加資格審査の申請の方法
 - ③ 入札参加資格審査の申請の時期及び場所
 - ④ 入札参加資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
 - ⑤ 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
 - ⑥ 開札に立ち会う者に関する事項
 - ⑦ 契約に関する事務を担当する部署の名称及びその所在地
 - ⑧ 契約の手続において使用する言語
 - ⑨ 入札の保証金に関する事項
 - ⑩ 落札決定（入札）の方法
- (2) 入札公告については、県公報への登載のほか、入札情報システムへも掲載する。
- (3) 公告文のうち、次の事項は英語で併記しなければならない。
 - ① 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ② 入札期日
 - ③ 当該特定調達に関する事務を担当する部署の名称
- (4) 特定調達の一般競争入札においては最低制限価格制度を適用することができず、また、郵便による入札を禁止してはならない。電子入札案件で、入札参加者が電子証明を取得しておらず電子入札システムへの登録ができない場合には、紙入札によることを認めなければならない。
- (5) 特定調達案件の一般競争入札落札者が決定した日の翌日から起算して72日以内に、次の事項を県公報に登載して公表しなければならない。

- ① 落札された物品等又は特定役務の名称及び数量
- ② 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
- ③ 落札者を決定した日（低入札者の場合には、入札日ではなく土木部低入札価格調査制度審査会における契約締結決定日）
- ④ 落札者の氏名及び住所
- ⑤ 落札金額又は契約金額
- ⑥ 契約の相手方を決定した手続（入札手続の種別）
- ⑦ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条又は第7条の規定による公示（(1)の公告）をした日

参考

特定調達案件における入札参加者は海外事業者まで募らなければならないが、対象となる海外事業者は、日本国内で合法的に建設工事が行える者でなければならない。

当該海外事業者は建設業法における建設業の許可を受け、経営事項審査も受けていなければならないものであり、特定調達案件以外の一般競争入札における入札参加資格要件との違いは、地域要件の有無でしかない。同種工事の施工実績については、日本国内での施工実績を要件として求めて差し支えない。

第7 その他

1 参考事項

一般競争入札の事務の流れ（事前審査方式）は、別記のとおりである。

2 施行期日

この要領は、平成22年4月1日以降に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。ただし、改正後の要領の規定中「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に係る部分は、契約締結日が平成23年4月1日以後であって、同日前に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成25年6月14日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

用する。

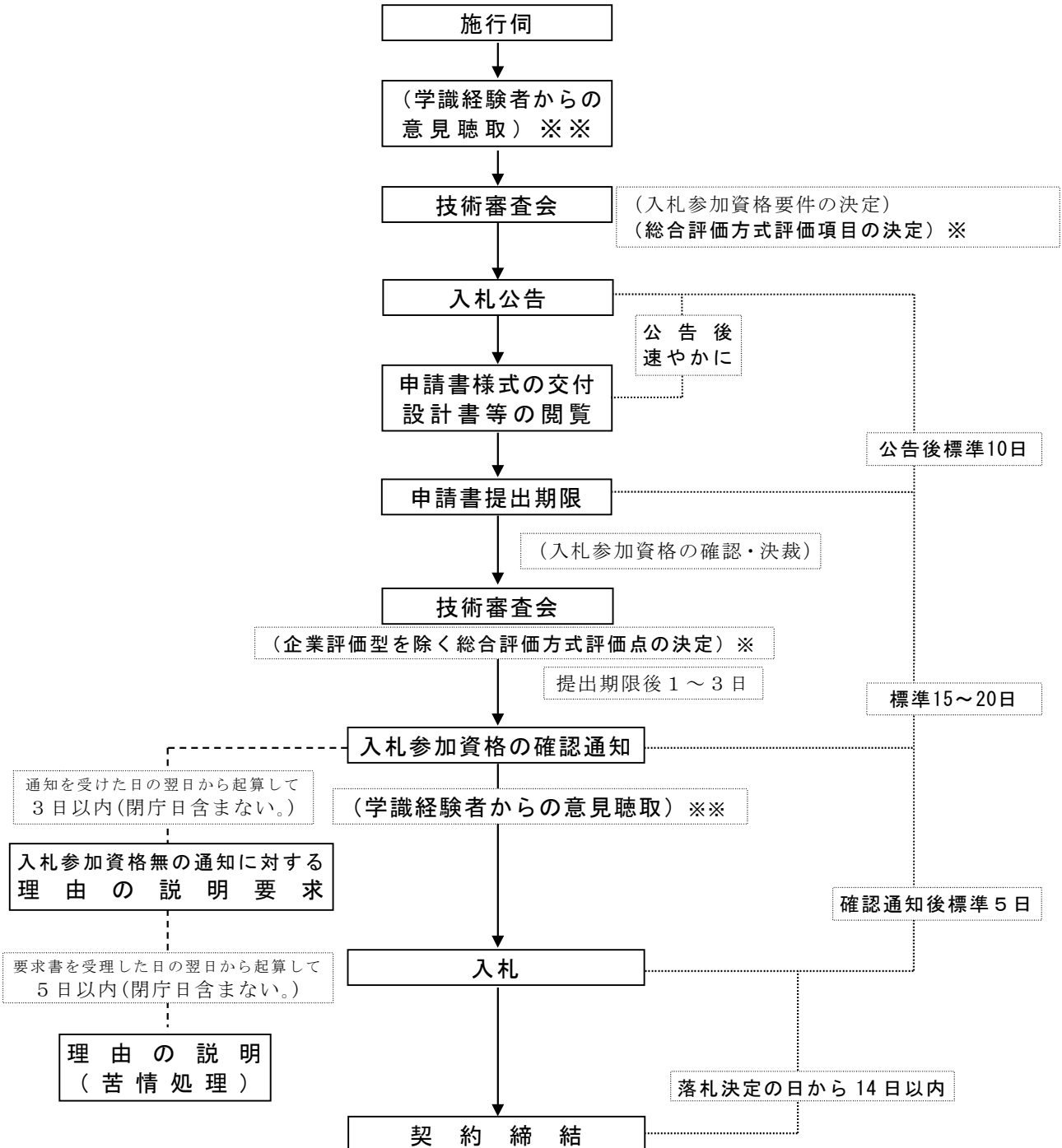
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

一般競争入札事務の流れ（事前審査方式）

※＝総合評価方式の場合のみ（企業評価型には施工計画評価がないことから、評価点決定には技術審査会の審査は不要）

※※＝企業評価型、施工計画型の総合評価方式では不要



(注) 1 総合評価方式評価点決定の技術審査会（企業評価型は対象外）は、入札参加資格の確認通知後であっても、入札日前日までに完了すれば差し支えない。

2 低入札価格調査制度適用時には、入札後低入札価格調査を経て落札決定。

3 苦情処理があっても当該入札には影響しない。

4 事後審査方式にあつては、失格者以外には入札参加資格の確認通知は行わない。

回 議 書

		分類記号 0000-0000-0000	保存期限 年
公報	不要 登載日 年 月 日 (増刷 部)	施行注意	
広報			
開示 区分	開示 部分開示・非開示の理由		
決 裁		合 議	
		公文書記号番号 第 号	
		公文書日付 年 月 日	
		所属 電話 起案者氏名	
		起案日 年 月 日	
		処理期限 年 月 日	
		決裁日 年 月 日	
		発送日 年 月 日	
		浄書	校合
		公印	
		発送種別	
件 名	一般競争入札の参加資格等の公告について (伺)		
<p>下記の一般競争入札について、入札参加資格（ 月 日技術審査会決定）及び申請手続等を別添（案）1のとおり定め、入札情報システムへの掲載により公告をしてよろしいか。</p> <p>また、申請書の作成要領を別添（案）2のとおり定め、希望者等に配布するとともに、併せて入札情報システムに掲載してよろしいか。</p>			
記			
〇〇〇〇〇〇〇〇工事（ 第 号）			

高 知 県

第 号
年 月 日

申請者あて

高知県知事

落札決定通知書

入札保留を行っていた下記の工事の一般競争入札については、入札参加資格事後審査の結果あなたを落札者とすることに決定したので通知します。

つきましては、 年 月 日までに契約書（案）を提出してください。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 契約担当者
高知県〇〇土木事務所総務課総務担当
職・氏名
TEL

注 契約書（案）の提出期限は、落札決定の日から14日（閉庁日を含む。）以内とすること。

第 号
年 月 日

申請者あて

高知県知事

一般競争入札参加資格確認通知書

申請のあった〇〇〇〇工事の入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
工事名及び工事番号	〇〇〇〇工事 (第 号)
入札参加資格の有無	有 無
入札参加資格が無い とした理由	※ 入札公告において示した入札参加資格要件のどの事項を満たさないのかを記載し、それ以外の理由の場合には、その理由を具体的に記載する。

備考 入札参加資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
詳しくは、入札公告を参照してください。

一般競争入札参加申請審査表(記載例:共同企業体時)

工事名:○○○○○工事(第 号)

特定共同企業体名	入札参加資格	出資比率 最低20%	代表構成員及び その他の構成員 の経審点数 (土木一式工事)	代表構成員の施工実績						代表構成員 技術者要件		その他構成員 (1) 技術者資格 採用要件	その他構成員 (2) 技術者資格 採用要件	指名停止 等に該当 しない	
				工法	延長 (m)	断面 (㎡)	受注 形態	請負代金額 (千円)	工期	発注者	施工 実績				資格 採用
1 A・B・C特定建設工事共同企業体	有	50:25:25	1,667:1,114:1,130	NATM	1402	55	JV67%	1,126,000	H10.10~H12.5	高知県道路公社	○	○	○	○	○
2 D・E・F特定建設工事共同企業体	有	50:30:20	1,669:1,009:1,005	NATM	1191	68	JV50%	930,000	H11.10~H13.10	高知県	○	○	○	○	○
3 G・H・I特定建設工事共同企業体	有	50:25:25	1,706:1,69:1,029	NATM	800	62	JV50%	1,155,241	H12.6~H15.1	四国地方整備局	○	○	○	○	○
4 J・K・L特定建設工事共同企業体	有	50:30:20	1,691:1,045:1,031	NATM	1307	67	JV60%	1,302,213	H10.12~H12.2	香川県	○	○	○	○	○
5 M・N・O特定建設工事共同企業体	無	50:30:20	1,263:1,085:800	NATM	100	63	JV40%	701,125	H13.11~H16.9	高知県	×	○	○	×	○
6 P・Q・R特定建設工事共同企業体	有	50:30:20	1,673:1,017:1,002	NATM	1260	73	JV60%	2,206,896	H14.7~H17.9	愛媛県	○	○	○	○	○
7 S・T・U特定建設工事共同企業体	有	50:30:20	1,586:1,037:1,018	NATM	853	60	JV30%	999,568	H13.10~H16.7	徳島県	○	○	○	○	○

【審査項目】

- 「出資比率」は、最低20%以上であること。
- 「経審点数」は、経営事項審査の総合評点(土木一式)が代表構成員については○○○○点以上、その他の構成員については○○○点以上であること。
- 「施工実績」は、平成○年度以降に延長○○○m以上、内空断面積○○㎡以上のトンネル本体工事(NATM工法)の施工実績を有すること。
- 「技術者の施工実績・資格・採用」要件は、代表構成員において同種工事に従事した経験を有し、監理技術者証の交付を受けている一級土木施工管理技士であって、平成○年○月○日以前に当該代表構成員に採用されている者であること、その他の構成員においては、一級土木施工管理技士の資格を有し、平成○年○月○日以前に当該構成員に採用されている者であること。

(注)

審査事項の1~4は、公告において示した資格要件を明示する。

一般競争入札参加申請審査表(記載例:単体企業時)

工事名:○○○○○工事(第 号)

事業者名	入札参加資格	総合点数(土木一式)	同種工事の施工実績						技術者要件		指名停止等に該当しない	
			工法	延長(m)	断面(m ²)	受注形態	請負代金額(千円)	工期	発注者	施工実績		資格・採用
1 A建設㈱	有	1,200	NATM	1402	55	単体	1,126,000	H10.10~H12.5	高知県道路公社	○	○	○
2 ㈱B建設	有	1,050	NATM	1191	68	単体	930,000	H11.10~H13.10	高知県	○	○	○
3 C建設(有)	有	1,000	NATM	800	62	単体	1,155,241	H12.6~H15.1	四国地方整備局	○	○	○
4 (有)D建設	有	1,100	NATM	1307	67	単体	1,302,213	H10.12~H12.2	香川県	○	○	○
5 E建設工業㈱	無	990	NATM	100	63	単体	701,125	H13.11~H16.9	高知県	×	○	○
6 F土木(有)	有	1,100	NATM	1260	73	単体	2,206,896	H14.7~H17.9	愛媛県	○	○	○
7 ㈱G土木建設工業	有	1,000	NATM	853	60	単体	999,568	H13.10~H16.7	徳島県	○	○	○

【審査項目】

- 1 「総合点数」は、 ○年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における総合点数(土木一式)が○○○○点以上であること。
- 2 「施工実績」は、 ○年度以降に延長○○○m以上、内空断面積○○ m²以上のトンネル本体工事(NATM工法)の施工実績を有すること。
- 3 「技術者の施工実績・資格・採用」要件は、同種工事に従事した経験を有し、監理技術者証の交付を受けている一級土木施工管理技士であって、 ○年○月○日以前に採用されている者であること。

(注)

審査事項の1~3は、公告において示した資格要件を明示する。

一般競争入札参加資格確認結果書

1 入札公告日

2 工事名及び工事番号

3 主な入札参加資格要件

4 申請者一覧

NO	申請者名	入札参加資格の有無	入札参加資格無しと認めた理由

5 入札日

建設工事一般競争入札事務取扱要領新旧対照表

新	旧
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 入札の執行等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 電子入札による案件における工事費内訳書の取扱い</p> <p>(1) 電子入札による建設工事の競争入札においては、入札参加者は、電子入札システムによる入札価格の登録時に、工事費内訳書を添付ファイルとして提出しなければならない。</p> <p><u>(2) 落札候補者が、工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備(必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど)があると判断されるとき(軽微な不足や不備は除く)は、その入札を無効とする。</u></p> <p><u>(3) 低入札者については、その者から提出された工事費内訳書により、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第6の1の失格調査(以下「失格調査」という。)を行う。当該失格調査において、工事費内訳書を提出していないとき又は工事費内訳書の記載誤りがある場合(実際の合計額が工事費内訳書に記載された数字と一致しない等をいう。)には、その者は失格とする。</u></p> <p><u>(4) 直接工事費等が失格基準に該当するかどうかの判断は、失格基準相当額について端数処理を行わずに比較する。</u></p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 入札の執行等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 電子入札による案件における工事費内訳書の取扱い</p> <p>(1) 電子入札による建設工事の競争入札においては、入札参加者は、電子入札システムによる入札価格の登録時に、工事費内訳書を提出しなければならない。</p> <p><u>(2) 工事費内訳書は、電子入札システムで添付ファイルとして提出するものとし、押印は必要ないこと。ただし、電子入札案件において、認められて紙の入札書による入札を行う入札参加者については、書面で工事費内訳書を提出することになるので、押印が必要となる。</u></p> <p><u>(3) 落札候補者又は低入札価格調査制度の適用がある場合における低入札者が工事費内訳書を提出していないとき(提出された工事費内訳書の合計金額その他必要な項目について記載がない又は不備があると判断される場合を含む。)は、その者を失格とする。</u></p> <p><u>(4) 落札候補者又は低入札者について、その者から提出された工事費内訳書が当該入札案件のものと特定できない場合(工事費内訳書の工事名、工事番号又は合計金額が、当該入札の該当項目又は入札金額と一致しないもの等をいう。)は、その者を失格とする。</u></p> <p>(5) 低入札者については、その者から提出された工事費内訳書により、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第6の1の失格調査(以下「失格調査」という。)を行う。当該失格調査において、工事費内訳書の記載誤りがある場合(実際の合計額が工事費内訳書に記載された数字と一致しない等をいう。)には、その者は失格とする。</p> <p><u>(6) 直接工事費等が失格基準に該当するかどうかの判断は、失格基準相当額について端数処理を行わずに比較する。</u></p>

新	旧
<p>例 一般管理費等の<u>68%</u>相当額（失格基準相当額）が9,999,999.99……円である場合 工事費内訳書の一般管理費等の合計額が9,999,999円の場合は失格基準相当額を下回るため失格、10,000,000円の場合は失格基準相当額を下回っていないため有効とする。なお、失格基準相当額に円未満の端数がないときに、失格基準相当額と工事費内訳書に記載された金額とが同額の場合（例えば、失格基準相当額が9,999,999円の場合に工事費内訳書の一般管理費の記載額が9,999,999円であるとき）は、有効である。</p> <p><u>(5)</u> 落札者の工事費内訳書は、契約締結時において契約書に定める請負代金内訳書に代わるものとして取扱うものとする。</p> <p><u>(6)</u> 再度入札となった場合の工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は再度入札の価格登録時に併せて提出しなければならない。</p> <p>4 電子入札によらない案件における工事費内訳書の取扱い</p> <p>(1) 建設工事に係る競争入札において電子入札によらない場合、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければならない。なお、工事費内訳書をその場で作成することは認めず、入札時に工事費内訳書の提出のない<u>入札は無効とする。</u></p> <p>(2) 工事費内訳書提出時には、入札参加者の所在地、名称、工事番号及び工事名が記載されていること<u>を確認する。</u></p> <p>(3) 3の<u>(2) から (5)</u>までの規定は、電子入札によらない案件における工事費内訳書について準用する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>例 一般管理費等の<u>55%</u>相当額（失格基準相当額）が9,999,999.99……円である場合 工事費内訳書の一般管理費等の合計額が9,999,999円の場合は失格基準相当額を下回るため失格、10,000,000円の場合は失格基準相当額を下回っていないため有効とする。なお、失格基準相当額に円未満の端数がないときに、失格基準相当額と工事費内訳書に記載された金額とが同額の場合（例えば、失格基準相当額が9,999,999円の場合に工事費内訳書の一般管理費の記載額が9,999,999円であるとき）は、有効である。</p> <p><u>(7)</u> 落札者の工事費内訳書は、契約締結時において契約書に定める請負代金内訳書に代わるものとして取扱うものとする。</p> <p><u>(8)</u> 再度入札となった場合の工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は再度入札の価格登録時に併せて提出しなければならない。</p> <p>4 電子入札によらない案件における工事費内訳書の取扱い</p> <p>(1) 建設工事に係る競争入札において電子入札によらない場合、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければならない。なお、工事費内訳書をその場で作成することは認めず、入札時に工事費内訳書の提出のない<u>入札参加者は失格とする。</u></p> <p>(2) 工事費内訳書提出時には、入札参加者の所在地、名称、工事番号及び工事名が記載されていること<u>及び押印されていることを確認する。</u></p> <p>(3) 3の<u>(3) から (7)</u>までの規定は、電子入札によらない案件における工事費内訳書について準用する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>
第6 WTO政府調達協定の対象となる一般競争入札	第6 WTO政府調達協定の対象となる一般競争入札

新	旧
<p>1 対象案件</p> <p>(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の対象となる契約(以下「特定調達」という。)は、予定価格<u>22億8,000万円以上</u>の工事請負契約及び<u>2億2,000万円以上</u>の設計、測量、地質調査等建設工事に関わる委託契約となっている。</p> <p>(2) (1)の特定調達の金額の範囲は、<u>令和4年1月24日付け総務省告示第22号</u>により、<u>令和4年4月1日から令和6年3月31日まで</u>の間に締結される契約について適用される。その一般競争入札は、高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)により取り扱う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第7 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施行期日 (略) この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。 <u>この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</u></p>	<p>1 対象案件</p> <p>(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の対象となる契約(以下「特定調達」という。)は、予定価格<u>23億円以上</u>の工事請負契約及び<u>2億3,000万円以上</u>の設計、測量、地質調査等建設工事に関わる委託契約となっている。</p> <p>(2) (1)の特定調達の金額の範囲は、<u>令和2年1月24日付け総務省告示第9号</u>により、<u>令和2年4月1日から令和4年3月31日まで</u>の間に締結される契約について適用される。その一般競争入札は、高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)により取り扱う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第7 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施行期日 (略) この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</p>